

京都大学大学院教育学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第八号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 教育学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、教育学研究科の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き三年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 研究科長は、教育学研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 教育学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究科会議)

第四条 教授会に、特定事項について審議するため、研究科会議を置く。

2 研究科会議の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

(専攻及び講座)

第五条 教育学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

教育学専攻 教育学講座、教育方法学講座、教育認知心理学講座、教育社会学講座、生涯教育学講座、比較教育政策学講座

臨床教育学専攻 臨床教育学講座、心理臨床学講座、臨床実践指導学講座

2 前項に掲げるもののほか、教育学研究科の次表上欄の専攻に同表下欄に掲げる協力講座を置く。

教育学専攻 高等教育開発論講座

臨床教育学専攻 臨床心理実践学講座

(臨床教育実践研究センター)

第六条 教育学研究科に、附属の教育研究施設として、臨床教育実践研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターにセンター長を置き、教育学研究科の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、センターの業務をつかさどる。

(事務組織)

第七条 教育学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第八条 この規程に定めるもののほか、教育学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。